

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	一四世紀中葉アラゴン南部における村落共同体・領主・国家：プエルトミンガルボ会計記録の生成論的分析①
Author(s)	足立, 孝
Citation	史学研究, 307 : 50 - 73
Issue Date	2021-01-22
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055703
Right	
Relation	



一四世紀中葉アラゴン南部における村落共同体・領主・国家

プエルトミンガルボ会計記録の生成論的分析①

足 立 孝

一 序論*

バレンシア王国と境を接するアラゴン王国最南部の村落プエルトミンガルボには、王国全体でも一四世紀初頭と最も早期の公証人登記簿が継続的に伝来するが、やや断片的ながら、やはり最も早期の例といふべき同世紀中葉に作成された、いくつかの会計記録 (*libro de cuentas*) が伝来している。

八〇を超えるアルデア (属域村落) を擁する都市テルエルの広大な属域と、同様に広域的な聖界領に事実上二分された王国最南部 (ほぼ現テルエル県に相当) にあって、プエルトミンガルボは後者のなかでも騎士団領とならぶ大領主であるサラゴース大司教領に帰属したが、テルエルをはじめとする同地域の都市・ウィラ (とそのアルデア) の例にもれず、住人選出のフスティシアおよび二名の誓約人が主導するコンセホ

(共同体当局) によって自治的に運営された、政治的にさぶる自立的な村落である。それゆえ、その会計記録は、領主への収支報告を旨とするいわゆる所領会計記録ではなく、コンセホによる独自の村落行政にあたって作成された、コンセホそのものの財政収支にかかわる記録である。

当該村落の一四世紀の会計記録をめぐっては、ハビエル・メドラーノ・アダンが近年、実質的に同世紀末から伝来する住人財産査定・申告記録 (*libro de manifestacion*) を基礎的な材料として一五世紀の当該村落の実態を検討する際に、多少なりともとりあげている^①。ただ、かれにとってそれはあくまでも前史であって、それら自体を網羅的に検討しているわけではないし、一九八二〜八五年に編纂された、プエルトミンガルボを含むテルエル県内の村落文書群 (*Archivos Municipales Turulenses*) のカタログがはらむ分類基準および

年代同定の不備も正すことなくとめおかれているので、史料の前後関係にもそれにもとづく解釈にもいささか見過ごしがたい問題が生じてしまっている。ことにそれら会計記録の時間的な枠組みをなす一三五六―六二年は、よく知られるベスト禍に続いて、ムルシア王国の帰属問題に端を発するカステイリーヤ王国との全面戦争(二人のペドロ戦争)一三五六―六九年)と、それを直接の要因とする国制上の重要な転換点、わけても戦争遂行を名目とする国王への援助金(ayuda)にして補助税(subsidio)、すなわち全国的な炉税(fogaje)の賦課と、議会(Cortes)閉会後にその徴税実務を遂行する議会代表部(Diputación, el General)の常設化の画期と符合する。となれば、それらは、いかに政治的に自立的な一村落の会計記録といえども、サラゴサ大司教という直接の領主とはもちろん、教会部会(brazo de la iglesia)の議会常設代表委員(diputado)筆頭でもある同大司教を介して、国家そのものとの交点で生み出されていることになる。それゆえ、本稿では表題に掲げたとおり、一連の会計記録の分析をつうじて、アラゴン南部の村落共同体が、互いに重大な転換点に差し迫られる領主、果ては国家といかに対処することをよぎなくされたかを明らかにしようとするものである。

二 コンセホ会計記録

前述のテルエル県村落文書群は、一九七九年以来の整理・

分類事業に際して設定された統一的分類基準にもとづいてカタログ化されており、コンセホ会計記録はまさしくセクションI番「コンセホ」に分類されている。当該セクションのうち一四世紀の史料は一二点を数えるが、カタログ上で明確に年代同定されているのは、史料上に明確な年号表示のある一番(一三五六年)、二番(一三六二年)、三番(一三六二年)、四番(一三六三年)と、わずかに四点のみであり、そのほかは保存状態が悪く年号表示が欠落しているか、または読みとりがかなわないかで、もっぱら体裁・書体の特徴から一四世紀のものとみなされているのみである。ただ、保存状態がきわめて悪いものの、五番の冒頭には一三九四年の年号らしき文言がかすかにみてとれるし、一〇番には末尾に付された財のソルドゥス換算表に一三九九年の年号がこちらははっきりと書かれている。

以上の史料は全体として、コンセホ会計記録と住人財産査定・申告記録とに大別される。この点でカタログ上の史料概要はあまりあてにならないので、独自に分類すると、一―四番、六―八番、一二番はいずれもコンセホ会計記録またはその断片であり、五番、九―十一番は住人財産査定・申告記録である。年代同定にかかわる先の説明と併せると、コンセホ会計記録が時間的に先行し、住人財産・査定記録がそれに後続するといったところであろうか。少なくとも年代同定が可能なものにかぎれば、一四世紀中葉からコンセホ会計記録、同世紀末から住人財産査定・申告記録が伝来するということ

になる。

さて、本稿では、問題のコンセホ会計記録のうち、ごく小部の断片であっても年代同定が可能なもの（三番）を含む一四世紀中葉の一〜四番をおもな材料としてとりあげよう。ただ、これらは前述のとおりカタログ上では年代が判明しているとはいえず、明らかな誤読を含めて年代同定そのものに大幅な見直しが必要である。そもそもコンセホ会計記録と一概にいうものの、文書形式的には、同一の形式がとられているわけではない。それゆえ、それぞれいかなる目的で、なおかついかなる段階で作成された記録であるかが問われなくては、記録の内容そのものの時間的枠組みさえも大きく揺らいでしまいかねない。年代に修正を施したうえで、それぞれを時間順に検討すると次のようになる。

(1) コンセホ一番

二一×一五五ミリの紙製で全二葉からなる。冒頭第二葉に掲げられている文言は、「主の生誕一三五六年。／これは、上記の年の誓約人フアン・カステリヤールおよびドミンゴ・ブルンが作成した諸経費の書である」という題辞である。⁽³⁾以下、日付こそないものの、そのつどの詳細な支出明細が第一三葉まで続きその合計（七〇一二ソリドゥス六・五デナリウス）が明記されたのち、白紙（第一三葉裏。第一四葉表裏は欠落）を挟んで、第一五葉から収入の部がはじまる。だが、そこには冒頭のような題辞はとくに設けられておらず、即座に上記の誓約人が受領した（厳密には計算上受領することに

なる）ペチャ（pecha）、この場合はプエルトミンガルボの住人（vecinos）および同地域に財産を所有する他村落の住人（エレデロ [herederos, terratenientes]）が負担するコンセホ税の収入総額（六〇七五ソリドゥス六デナリウス）が掲げられると、そのほとんどが借入金に由来するいくつかの収入項目がわずかに第一六葉まで列挙され、全体の総合計（七三四〇ソリドゥス二デナリウス）が書かれるのみである。第一六葉裏では早くも総収入（suma mayor de las rentas）から総支出（suma mayor de todas las expensas）を差し引き、さらにペチャの納付免除分（faltas）を差し引いて、誓約人からコンセホに返納される繰越金（一三〇ソリドゥス一〇・五デナリウス）が計算されている。第一七葉表裏は、ペチャ負担計算の基礎をなす財産の規模が未査定で「疑わしい者」（dubdantes）と そのうち担税可能な者の人名とリブラ額のリストであり、白紙を挟んで第一八葉裏には、コンセホからの貸与一件と、繰越金計算がすでに終了しているので、どの時点のものか不明な支出合計（七〇一四ソリドゥス七デナリウス）が付されているのみである。

以上の体裁・構成・配列をふまえていえば、一番は、題辞にあるとおり、本来は一三五六年の支出明細の書とおぼしい。最終的にコンセホに返納される繰越金の計算まで進むには、当然収入明細が必要になるが、それは支出の部に比べればいかに簡素なものとなっている。むしろ、ペチャは同年の総収入七三四〇ソリドゥス二デナリウスの八〇％以上を占める

最大の収入源であるから、その総額が明記されている以上、収入項目数が極端に少なくともおかしくない。けれども、繰越金の計算に際してペチャ納付免除分(財産三九三・五五五ラ分^⑤で一九六ソリドゥス九デナリウス)が差し引かれているのだから、ペチャの総額は、事前にリブラで査定された財産の総額に、同年のリブラあたりの課税額、この場合はおそらく六デナリウスをかけた、あくまでも計算上の数値でしかない。それゆえ、その背後には、伝来こそしないものの、少なくとも二つの書冊が控えていたはずである。すなわち、一つはもちろん計算上の数値を導くための住人および財産所有者の財産査定・申告記録であり、いま一つは納付時にそのつど記録された実際のペチャの収入明細である。この点で、支出の部に目を転ずると、第五葉に「ペチャの書」(*libros de la peya*)作成用の紙束(五折丁分)購入に「二デナリウスを抛出したとする項目がある。これが以上の二つのうちどちらを指すかは、後述する三番第二葉裏で「ペチャの書の文言から差し引かれた(納付不能申告分)」や「ペチャの書の文言から徴収することができない(納付免除分)」といった文言があることから、前者であることは疑いない。それはとりもなおさず、「ペチャの書」＝住人財産査定・申告記録が、伝来こそしないものの、すでに一四世紀中葉の段階で作成されていたことを示している。また、後者については、次の四番で引き続き検討することになる。いずれにせよ、一番はもともと文字どおり支出明細であって、繰越計算を行う際に、

以上二つの書冊からすでに整理された情報を抽出して、実際の収入と、「ペチャの書」そのものの内容の一部見直しを付け加えた書冊といえよであろうか。

(2) コンセホ四番

二一四×一六五ミリの紙製で、フォリオのナンバリングだけであれば全二三葉であるが、それぞれ第三、二一、二二、二三葉の直前にナンバリングを欠いたフォリオがある一方、第一三葉裏一五葉が欠落しているので、実際には全二五葉からなる(ナンバリングを欠いたフォリオは便宜上*印を付して独自に数えている)。前述のようにカタログ上は一三六三年とみなされているが、全編つうじて三度掲げられる年代(第二、一〇、一六葉)はいずれも「主の生誕一三五八年」(Anno a nativitate Domini Mo. CCCo. Io. VIIlo.)となっており、五八(LVIII)を六三(LXIII)と読み違えたか、明らかな誤読によるものと考えられる。たかだか五年とはいえず、これはたんなる読み違いですまされる問題ではない。この点を正しておかなくては、同時期のアラゴン南部で生じた出来事のクロノロジーに大きな齟齬が生じてしまいかねない。地域によって多少の時間差はあるものの、アラゴン連合王国では一三五六―五九年に、蝗害によって甚大な損害を被ったことを伝える記述が各地でみられる。アラゴン南部がそれに直面したのがまさしく一三五八年であり、なかでもテルエルのアルデア共同体では同年をつうじて、共同体当局の代理人ペロ・ギリエン・デ・セラードスが、各アルデアにペチャ担

税能力に比例した蝗害支援金を分配し、それらのコンセホがそれぞれ発給した領収証を受けとっている。⁹⁾じつは件の四番では、一三五六年度の会計記録と比較すると年間二〇〇〇ソリドゥスをはるかに超えるやや破格の総収入のうち、少なくとも七件、総額三三〇〇ソリドゥスがまさしく「蝗害のために」(Por la lagosta) コンセホが同地の有力住人から借り入れた例外的な借入金である。なかでも司祭アントン・ポマはうち四件、総額二七〇〇ソリドゥスを、しばしば証書を介さずオマージュをとまなう口約束のみで (sobre homenaje) 貸し付けており、ことの緊急性が窺われる。¹⁰⁾また、司祭マルティン・カステリヤールは、誓約人ベレンゲール・バジェステロから直々に蝗害対処金の分配役 (distribuidor del jurado por el concello allos dineros de la lagosta) に任命され、少なくとも総額三八五四ソリドゥス三デナリウスの分配を委ねられている。¹¹⁾となれば、やはり四番は文言どおり素直に一三五八年に同定すべきであろう。

四番は、一〜四番のうちで最も厚みがあつて充実した内容を含んでおり、一三六三年という誤つた年代同定はともかく、メドラーノ・アダンがこれをあたかも同地の標準的な会計記録であるかのように引用するのもうなずける。だが、以上のように蝗害という異例の事態にみまわれたせい、じつは四番は、これまでに見たさまざまな構成要素が入り乱れた、最も複雑な構成・配列を示す記録である。全体は大きく分けて、次のような構成になっている。すなわち、①第一葉、(白紙

の第一葉裏を挟んで) ②第二〜九葉裏の収入の部、あらためて③第一〇〜一三葉の収入の部、(欠落した第一三葉裏〜一五葉と白紙の第一五葉裏について) ④第一六〜二四葉裏の支出の部、(白紙の第二五葉のち) 劣化甚だしく読みとりがやや困難な⑤第二五葉裏がそれである。

まず、①第一葉には、全編では八人を数えるペチャの徴収人 (dezenero, pechero) のうち、(公証人) フアン・サンスが担当するリブラ額四九〇・五とそこから徴収すべき税額九七九ソリドゥス、フアン・(ブラナス・) フェレールが徴収すべき税額一四五二ソリドゥス、さらに一二月一日までの収入合計一二六〇三ソリドゥスが、¹²⁾いずれも異なる手で書きつけられている。前もって準備された白紙の書冊に順次記入されたにしても、逆に白紙部分を利用してどこかの時点で個別に書きつけられたにしても、書体の差異そのままに相互に時間差があり、こっぴで複数の要素が混在している。フアン・サンスが徴収すべき税額は担当リブラ額からリブラあたり約二ソリドゥスで算出された計算上の数値であり、現実にかねが同年徴収・納入したのは③に明記された合計額では八二五ソリドゥスである。フアン・フェレールの場合、領収証 (cequia) の文言がすかすかに読みとれることから実際に徴収・納入した税額の可能性も捨てきれないが、やはり③に明記された合計額は一三三六ソリドゥスだから、これも計算上の数値とみなしたほうがよさそうである。これに対して、末尾の一二六〇三ソリドゥスという数値は、文言にしたがえ

ば、ペチャにかぎらず一二月一日までに取得した全収入の合計となっている。これは、やや誤差はあるものの、②の第七葉裏まで(一二月一〇日まで)の収入合計一二五〇ハソリドゥスとかなり近く、実際にコンセホが取得した収入を合算した数値とみなしてよいであろう。となれば、ここには、前述の「ペチャの書」に登録されたりブラ額にもとづく徴収見込み額、しかも中途半端なことに、八人(加えて同地に財産を所有する他村落住人からは誓約人の一人が徴収)のうち二人のみの徴収見込み額が書かれたうえで、特定の期日までに取得された実際の収入総額が書かれていることになる。同年の情報であることはほぼ間違いないものの、それぞれ異なる時点でメモ書きのように付されたものということになる。

ついで第二―九葉裏にわたる②は、「主の生誕一三五八年。／本年の誓約人ファン・モレータおよびベレンゲール・バジェステロがコンセホから受領したものについて作成した覚書である」という題辞とともにじまる本格的な収入の部である。冒頭から前述の蝗害対策費として司祭アントン・ポマから一〇〇ソリドゥスが借り入れられているが、直後にならぶのは、前年の誓約人ファン・ガリエンが牝牛、同じく前年のフステシアを歴任したファン・ポマが二頭の牝馬の用益費(それぞれ六二ソリドゥス、五八ソリドゥス)をコンセホに返納したとする二項目であり、いずれも収入期日はないが、会計年度の最初の手続きをなしているようにみえる。だが、つづく第二葉裏以下は、唯一日付がある一連のペチャ収入に

したがえば、もっぱら収穫期の聖母被昇天の祝日(八月一日)以降、八月二五日前後からとなっている。それはとりもおさず、コンセホの通常収入の基礎があくまでもペチャであったことを示すものである。前述の八人のペチャ徴収人(ペロ・エスピルス・メノール、ファン・プラナス・フェレール、ドミンゴ・ポマ、ベルナット・ポマ、ペロ・サンチェス、公証人ファン・サンス、公証人ドミンゴ・エフルベ、靴工ドミンゴ・ビダル)と、エレデロ(同地に財産を所有する他村落住人)のペチャ徴収を担当する誓約人ファン・モレータはそれぞれ、各人の分担額の一部を順次徴収してそのつど納入するといふかたちをとっている。たとえば、前述の公証人ファン・サンスは、九月二日に一六〇ソリドゥス、以下九月九―一七日二〇ソリドゥス、一〇月一五―二九日一四ソリドゥス、一二月三〇日一〇ソリドゥス、三月一日九一ソリドゥス、三月一―一四日三一〇ソリドゥス、四月八日以降に二〇ソリドゥス、合計八二五ソリドゥスといった具合である。このあたりをみるかぎり、同年の会計は四月いっぱいまで閉じられているようである。

②に列挙された額面はもっぱら同地で一般に流通したバレンシア王国のラル貨で表示されているが、村外の住人(ラモン・カエラおよびモスケルエラ住人バスクアル・ナダル)からの借入金の中には一部ハカ貨で受領されているものがある(合計二〇〇ソリドゥス)。ハカ貨の利用をめぐっては、のちにあらためて検討することになるが、同時期にはハカ貨

ソリドゥス（二デナリウス）＝ラル貨一四デナリウスで六対七の対応関係であるにもかかわらず、各頁末尾の合計（suma de plana）ではハカ貨をラル貨に換算することなく額面をそのまま合算している。さしあたりこの点に目をつついても、第九葉裏末尾の総収入合計は二二〇六七ソリドゥスとされているのに、頁合計の合計は二二二二二ソリドゥス〇・五デナリウス、各項目の額面を単純に加算すると二二二四二ソリドゥス〇・五デナリウスと、やや混乱がみられる（ハカ貨二〇〇〇ソリドゥスをラル貨に換算すれば、いずれも合計値があまり少し大きくなる）。各項目の額面の合計値でみると、総額二二二四二ソリドゥス〇・五デナリウスのうち、ここではペチャ収入は合計六五一四ソリドゥス四デナリウスと約三〇％を占めるにすぎず、残りの大半は内外住人からの借入金で占められている。すなわち、同村住人から、前述のように蝗害対策名目の借入金三三三〇〇ソリドゥス（七件の合計²³）、ワイン購入費名目（los quales presto a concello de su vino que vendio）の借入金一〇九五ソリドゥス（一六件の合計）、（カステイリーヤ王国軍に対する首府サラゴサ防衛のためにヒロカ川流域の）城塞エル・ポージョへの派兵費名目（para los hombres que ivan al castiello del Poyo）で一三五ソリドゥス（一件²⁴）、さらに使途が明記されない借入金七一〇四ソリドゥス（一四件の合計）、これらに村外住人からの借入金三〇〇〇ソリドゥス（三件の合計。うちハカ貨二〇〇〇ソリドゥス²⁵）を加算すると、単純計算で一四六三四ソリドゥスに

ものぼるのである（約六五・八％）。二年前の一番の数値の配分を振り返れば、これがいかに異例であるかは明らかであろう。また、異例という意味では、サラゴサ大司教領の家士数²⁶世帯数で一律に同額（同年は四ソリドゥス）を課税された炬税徴収分（③④）ではカバジェリア（Cavalleria）と称）が収入の部に一部連ねられるようになっていたことも付け加えておかなくてはなるまい（九月四～九日に五四〇ソリドゥス四デナリウス、四月八日以降には納税超過分の返金二三五ソリドゥス一・五デナリウス²⁷）。

だが、いま一つの収入の部をなす第一〇～一三葉の③に目を転ずると、比較的整然とした記述とは裏腹に、混乱の度はいや増すばかりである。それは、あらためて設けられた第一〇葉冒頭の題辞「一三五八年。同年のエル・プエルト誓約人ベレンゲール・バジエステロおよびファン・モレータのエル・プエルトのコンセホの権利と名において受領したものの覚書」が示すとおり、②を後継するものでも補充するものでもなく、そうかといって②のたんなる整理・合計でもなく、あたかもそれ自体別個に計算・作成されたかのような体裁をとっているのである。ここで特筆すべきは次の二点である。すなわち、第一は、②で納入期日ごとにそれぞれ列挙されたペチャ収入が、ここでは徴収人ごとに合算されていること、第二に、各頁末尾にはペチャ収入込みの合計とそれ以外の収入のみの合計とが併記されていて、両者を厳格に区別しようとする意思がみられることである。

まず、第一〇葉末尾には、「頁合計」一一二〇ソリドゥスと、いきなり「ペチャ総額を含む頁合計」一〇七〇八ソリドゥスが連ねられている。各項目は②冒頭第二葉と同じく、司祭アントン・ポマからの借入金一〇〇〇ソリドゥス(ここでは公証人フアン・サンス作成の証書をともなつたことになっていて、蝗害対策費とも明記されていない)、前年の誓約人フアン・ガリエンならびに前年のフステシアであったフアン・ポマからの返納金、それぞれ六二ソリドゥスと五八ソリドゥスであり、これらを合計すると、「頁合計」一一二〇ソリドゥスにひとしくなる。となると、ペチャ総額は一〇七〇八ソリドゥスからそれを差し引いた九五八ソリドゥスということになる。前述の②のペチャ総合計六五四ソリドゥス四デナリウスと大幅に異なることに驚かされるが、この数値は冒頭に掲げられているだけに、どうやら実際のペチャ収入ではなく、リブラ額を基礎とする納入見込み額とおぼしい。というのも、③に列挙された各人のペチャ納入額を合算してみても、この数値にはどうやっても満たないからである。すなわち、第一〇葉裏では、一二二一ソリドゥス四デナリウス(ペロ・エスピルス・メノール)、一三三六ソリドゥス(フアン・プラナス・フェレール)、一二八八ソリドゥス(ドミンゴ・ポマ)、一一六五ソリドゥス(ペロ・サンチェス)、九九〇ソリドゥス(公証人ドミンゴ・エフルベ)³⁰、第一一葉の九〇八〇ソリドゥス(靴工ドミンゴ・ビダル)³¹、第一二葉裏の九〇六ソリドゥス四デナリウス(ベルナット・ポマ)、

八二五ソリドゥス(公証人)フアン・サンス・マジヨール)、以上八人のペチャ徴収人の各納入分に、第一一葉裏のエレドロ分三〇〇ソリドゥス(誓約人フアン・モレータ)と、フアン・ガリエンが誓約人当時(前年)に公証人ドミンゴ・エフルベが商人ロメージョから購入した葡萄酒分のペチャ四〇ソリドゥスを合計してみても、九一四一ソリドゥス八デナリウスである。したがって、いずれにしても③の作成段階では、②の収入明細には反映されていないペチャ収入が加算されていることになる。以上のうち、公証人フアン・サンスの納入分八二五ソリドゥスだけが②と③とで合致するが、同人は②では四月八日以降と最後に二〇ソリドゥスを納入した徴収人となっているから、同月中にはかの面々が駆け込みで納入したのちに作成されたのが③であったと考えるべきであろう。ただ、いまし検討を要するのが、前述のように各頁で別途合計が計算されているペチャ以外の収入である。第一二葉裏末尾から二行目には収入合計(Suma de la resta [recepta?])があるが、書き手の混乱を示すかのように、二三一二四ソリドゥス一デナリウスとそこに挿入された四七ソリドゥス四デナリウスという数値が取消線で全面的に抹消されたうえで、一四二〇一ソリドゥス七・五デナリウスという数値があらためて挿入されている。この数値は、第一〇一〜一二葉のペチャ収入を含まない各頁合計(一一二〇ソリドゥス〔第一〇葉〕、六四九ソリドゥス〔第一〇葉裏〕、二七〇二ソリドゥス三デナリウス〔第一一葉〕、二四八七ソリドゥス〔第一一葉裏〕、

五九三五ソリドゥス(第一二葉)と、当該数値直下に付されたペチャ収入ぬきの頁合計一三〇八ソリドゥス五五デナリウスとの総和にほぼひとしい(一四二〇一ソリドゥス八・五デナリウス)。借入金金のハカ貨はあいかわらず額面そのままに加算されている。②では前述のように借入金だけで合計一四六三四ソリドゥスであったのだから、ここでは当然合算する内容が多少なりとも異なっていることになる。②にあつて③にないのは、蝗害対策費名目であれ、ワイン購入経費名目であれ、使途不明であれ、もっぱら一〇〇ソリドゥス以下の借入金総額一四九九ソリドゥス(計二五件)、司祭マルティン・カステリヤールからの使途不明の借入金五〇〇ソリドゥス、さらには炉税徴収分五四〇ソリドゥス四デナリウス、し

めて二五三九ソリドゥス四デナリウス分である。なかでもごっそりと省かれているのが、②のワイン購入費名目の借入金(一六件)である。これらはいずれも、九月四〜九日と葡萄収穫期に集中しているから、コンセホが同地住人から同年生産のワインを購入、またはその約束を取り交わし、なお代価の支払いにおよんでいない状態を意味するものであろう。支出の部に相当する④では、ワインに費やされた経費がそのつど列挙されるばかりであるが、五〇ソリドゥスを貸し付けた(五〇ソリドゥス相当量のワインを売却した)ドミンゴ・ホルバが唯一、九月末から一〇月末までに、「そのワインをもってコンセホに貸し付けていた貨幣から」(dellos dineros qual avie prestado al concello de su vino) 一部とはこそ一〇ソ

リドゥスの弁済(代価支払い)を受けている(第二葉裏)³⁵。前述のように③の作成は早くとも四月末、これに対して④の最終期日は二月一七日とかなり時間差があるので、このかに各人に弁済されたものはや登録の必要なしとみなされたのであろうか。

他方、②の炉税徴収分五四〇ソリドゥス四デナリウスの項目(九月四〜九日)が抜け落ちていることは、これとはまったく別の問題を喚起する。同じく炉税にかかわる②の項目としては、ベルナット・ポマから使途明記なしで借り入れている三〇〇ソリドゥス(三月一〜一四日、第九葉)が③第一二葉では「カバジェリアのために」(pora la cavalleria) 借り入れたと明記してあらためて登録されているし、サラゴサで納付した五月および他の月々の炉税の納税超過分二三五ソリドゥス一・五デナリウスをアルナウ・イセルトから返納されたとする項目(四月八日以降、第九葉裏)は③第一二葉裏にあらためて登録されている³⁷。そのうえで、後者から二項目あたりには、「徴収人が世帯ごとに徴収したハカ貨九二〇ソリドゥスのカバジェリア、ラル貨総額で」一〇七三ソリドゥス四デナリウスという項目が別途設けられているのである³⁸。この問題を解く鍵は、④の支出の部にある。じつは炉税「カバジェリア」は二ヶ月ごとに、コンセホによる徴収と、領主にして議会代表部委員であるサラゴサ大司教の膝元サラゴサにおいてハカ貨(あるいはバルセローナ貨に両替か)での納付をしいられている(同年は世帯あたり四ソリドゥス)。

すなわち、五・六月分として、五月七日に一一〇ソリドゥス、聖ヨハネの祝日までに残額三三三ソリドゥス(いずれも第一六葉裏³⁹)、七・八月分として、聖母被昇天の祝日以降に一五六二ソリドゥス七・五デナリウス(第一八葉裏⁴⁰)、九・一〇月分として、九月二八日以前に一二四二ソリドゥス(第一九葉裏)、一一・一二月分として、一二月二四日に一〇〇四ソリドゥス(第二三葉⁴²)をそれぞれサラゴースで納付し、④の最後を飾る二月一七日に、一・二月分にあてべく、公証人サンチョ・サンギリエムとロドリゴ・サンポルが借入を模索しているのである(第二四*葉裏⁴³)。

以上から次のように説明することができようか。まず、②の炉税徴収分五四〇ソリドゥス四デナリウスは九・一〇月分の一部としてコンセホに納入されたものであるが、③の作成段階ではすでに全額が議会代表部に納付⁴⁴支出済みであり、もはやコンセホ収入に加える必要がないものとみなされた。逆に③に登録された炉税関連の収入のうちとくに一〇七三ソリドゥス四デナリウスは、その作成段階においてこれから納付⁴⁵支出されるべき三・四月分またはその一部であり、さしあたりのコンセホ収入とみなされた。それにしても、②には九・一〇月分の一部のみ、③には三・四月分にかかわる収入のみと、二ヶ月ごとの徴収・納付をよぎなくされているわりにはあまりにも欠落が多い感が否めない。ここには、わずか二年前には考慮の必要さえなかった炉税⁴⁶カバジェリアがそもそもコンセホ固有の収入に該当するかという認識の揺れがみ

てとれるようである。いま一つの要因はおそらく、②と④とが本来どのように記録されたものであったかに起因するよう⁴⁷に思われるが、この点は④を検討する際にあらためて振り返りたい。

③の末尾に立ち戻ろう。第一三葉にはわずかに、牧羊業者(sanaderos) に対するコンセホの保護料とおぼしい一六ソリドゥスの一項目が計上されるのみであり、その下部に「貸付金、エレドロおよびウィラのベチャ、その他収入の合計」(Suma la receipta de manievatas e de la pecha de los herederos e de la villa e todas las otras) と銘打つて、一三八〇五ソリドゥス八・五デナリウスの額面が付されている。この額面は字義どおり全収入合計というにはあまりにも小さく、そのままではいかなる計算によってもおおよそ説明不可能であるが、なんらかの理由で額面先頭のローマ数字Xが一つ欠けていて、じつは二三八〇五ソリドゥス八・五デナリウスの誤りであつたと仮定すれば次のように説明することが可能かもしれない。すなわち、前述のように第一二葉裏にはベチャ以外の収入合計一四二〇一ソリドゥス七・五デナリウスが付されているが、これに先の一六ソリドゥスを加算すると一四二一七ソリドゥス七・五デナリウスである。これを二三八〇五ソリドゥス八・五デナリウスから差し引く(ベチャ収入合計を求めると、九五八八ソリドゥス一デナリウスという数値が得られるのである。もちろん、この数値は実際のベチャ収入合計九一四一ソリドゥス八デナリウスどころか、前述の③冒頭第一〇葉の

「ペチャ総額を含む合計」から（ペチャを除く）「頁合計」を差し引いた九五八ソリドゥスにかぎりなく近い。もしこの仮定が正しいとすれば、書き手があえて各頁にペチャ抜きの内合計を付し、第二葉裏でそれらだけを合算した理由もわかるうというものである。いちいち各徴収人のペチャ徴収額を合算する手間をかけなくとも、自ら冒頭で掲げたとおりペチャ総額は最初から判明しているからである。かれはただ、それが「ペチャの書」から機械的に計算された徴収見込み額であることを知らなかった、たんに忘れていた、あるいはもつとありそうなのは、一番のようにどうせ繰越計算時に納付免除分が差し引かれるのだからここで厳密を期す必要はなかったということであろう。

ついで第一六〇二四*葉裏の④支出の部をみてみよう。ここでも、第一六葉冒頭に「主の生誕一三五八年。本年の誓約人フアン・モレータおよびベレンゲール・バジュステロがゴンセホをつうじて費やしたものについて作成した覚書」という題辭が設けられている。直後に続く項目は、④そのもの、または④のベースとなつたに違いない「支出の書」(los libros de dadas respontas) 作成用の紙束(五折丁分)一二デナリウス、ついで前述のように蝗害対策費名目で司祭アントン・ポマから一〇〇〇ソリドゥスを借り入れる際に作成される証書用の二枚の羊皮紙二〇デナリウスの購入費である。④とくに後者については②③では期日が明記されていないが、ここでは、第一六葉裏でサンチョ・マルティネス・デ・オプリー

タがカバジェリア一一〇四ソリドゥス(バルセローナ貨)を納付すべくサラゴースァに行つた五月七日より先行している^④で、おそらくいづれも五月初頭のことであつたと考えられる。となれば、やはり会計年度の起点は五月ということになるが、これに対して第二四*葉裏末尾は、前述のように公証人サンチョ・サンギリエムおよびロドリゴ・サンボルが一・二月のカバジェリア納付分を調達するために金策に乗り出した二月一七日の項目で終わつてしまつていて、各頁にはあいかわらずハカ貨もバルセローナ貨も額面そのままに合算された頁合計こそあるものの、全支出合計は計算されていないので、中途で記述が切り上げられてしまつた感が否めない。なお、頁合計をすべて合算するとさしあたり一一八七ソリドゥス

一〇・五デナリウスとなることを付け加えておこう。とはいへ、④の記述は、当該記録そのものがいかに作成されたかを多少なりとも教えてくれる。④には少なくとも一五件にわたつて取消措置が施された項目があるが、そのうち五件は第一六葉裏一七葉裏で既出の項目と重複するのでもなくとして、四件は司祭マルティン・カステリヤール(二件、それぞれ八〇ソリドゥス、一六〇ソリドゥス)および司祭マルティン・アバット(二件、それぞれ五〇ソリドゥス、一五〇ソリドゥス)を分配役として蝗害対策費を委ねたとする項目である。両者のうちマルティン・アバットは取消箇所以外では蝗害対策費の分配役としては言及されないで、おそらく事情そのものが変わったのであろう。これに対してマ

ルティン・カステリヤールは、取消箇所(第二〇葉および二〇葉裏)に先行する第一九葉末尾で、誓約人ベレンゲール・バジェステロから蝗害対策費の分配役に任命され、二六四〇ソリドゥスを一挙に委ねられており、この金額は当該合計(六四五ソリドゥス一〇デナリウス)には加算されておらず、別途挿入された可能性が高い。同人がここで分配を委ねられた金額のなかにもとより組み込まれているから取り消されたと想定するのはどうであろうか。このように想定するのは、ほかの四件が、どうしたことか徴収人(ベルナット・ポマの代理ペロ・ポマ、ドミンゴ・ポマ、ペロ・エスピルス・メノール、ベルナット・ポマ)によるペチャの納入となっていて(第一八葉裏に三件〔聖母被昇天の祝日〕九月二八日)、第二二*葉裏に一件〔一〇月二八日〕聖マルティヌスの祝日⁽³¹⁾、個々の文言こそ違えども、納入額も含めて同じとおぼしきものが②にも含まれているからである(第五葉裏の三件〔九月二二〜三〇日〕、第六葉裏の一件〔一〇月一五〜二九日〕⁽³²⁾)。となると、収入と支出とを厳密に区別することなく、ともかくそのつど期日順に連ねただけの覚書が最初に作成されていて、少なくとも④は、そこから支出に相当するもののみを抽出して整理しようとしたものとおぼしい。

また、コンセホ当局の財政運営・管理がいつ、いかなるかたちで行われたかを一部知ることができるのも④の記述である。第二〇葉裏〜二一*葉裏では、先の取消箇所のペチャ納付三件(②)でいえば九月二二〜三〇日)と、九月二八日にコ

ンセホが村域の境界問題をめぐってモスケルエラ住人と協議したとする項目とのあいだで、ペチャ計算人(contradores de la pecha)が夕食を交えて数日にわたって協議を行っており、最終日(cí cagero día)にはペチャ合計人(sumadores de la pecha)にワインを提供してその幕が閉じられている⁽³³⁾。おそらく担税可能リブラの総額を計算し、同年のペチャ徴収見込み額を算出する場が、九月末に設けられるのであろう。その一ヶ月後の一〇月二八日には、こちらは異例な蝗害関連の会計がまとめられている。一月初旬(遅くとも一日の聖マルティヌスの祝日まで)になると、フステイシアとよき人びとの命によりロドリゴ・サンポル宅で、(先の協議の報告を受けて)最初のペチャ徴収見込み額(Las Juras de las mallas)の合算が行われる一方、誓約人の一人フアン・モレータに五〇ソリドゥスの俸給が支払われている。同月二二〜二九日には、ふたたびロドリゴ・サンポル宅にコンセホ当局の面々が集い、その最終的なチェックを行っている⁽³⁴⁾。

最後に、わずか第二五*葉裏を数えるのみの⑤である。とはいえ、保存状態が悪いせいもあって、そこにある文言には、同年のいずれかの月の土曜日に二人の誓約人が前述の司祭マルティン・カステリヤールを蝗害対策費の分配役に任命し、少なくとも一〇〇ソリドゥスをはるかに超える対策費を委ねたことを知らしめる以上の情報を期待することはできない⁽³⁵⁾。これは、四番冒頭の①と同様に、どこかの時点で書きつけられたある種のメモ書きのようであり、②〜④に組み込ま

れているかさえ判然としない。けれども、それは逆に、一番にみられたような繰越計算が四番のいかなる部分にも含まれていないことを、はからずも示すものである。それゆえ、四番は全体としてみれば、充実した情報を含む最も整備された会計記録どころか、一三五八年の五月から遅くとも翌年四月まで、あくまでも会計が閉じる四月までに、ことによると収入と支出とが混在する覚書を、そのつどの分類基準にそくして、それゆえ重複をおよそ省みることなくいじくりまわした結果といえはよいであろうか。こうなると、繰越計算はいつ行われるかという問いが浮上するが、これは次の三番を検討すればおおよその見通しが得られるに違いない。

(3) コンセホ三番

三番は一九二×一六〇ミリの紙製でわずか三葉（第一葉表裏は欠落）を数えるのみである。従来のカタログでは一三六二年に同定されていて、その概要も財産査定・申告記録の断片 (*Hojas de Manifestaciones (impuestos)*) と説明されている。ただ、第二葉冒頭には、次のような文言がある。すなわち、「主の生誕一三六二年六月三日火曜日。エル・プエルトのフスティシア、誓約人、よき人びとは、(前年の) 誓約人ファン・サンスおよびファン・デ・バリエスとともに、コンセホによって費やされ、支払われ、分配されたものについて計算した^④。となれば、当該記録は一三六二年のフスティシア、誓約人、よき人びとが、前年の誓約人とともに、一三六二年の会計年度早々の六月初頭に、前年の誓約人が運

用したものの、すなわち一三六一年度の会計を総括したものと理解すべきであろう。その意味で作成はカタログどおり一三六二年ながら、その内容は一三六一年のものということになるはずである。

ここではまず、全収入合計と全支出合計とがいずれも、ラル貨とハカ貨とで区別されてそれぞれ列挙される。すなわち、全収入合計はラル貨一三五二〇ソリドゥス六デナリウス、ハカ貨七〇七八ソリドゥスであり、全支出合計はラル貨一〇三七四ソリドゥス八デナリウス、ハカ貨八九二五ソリドゥスである。もつとも、「収入から支出が差し引かれてコンセホに返納されなくてはならぬ」(*Es asi abaido la expensa por dela recepta deuen tomar a concello*) が、ハカ貨の収支は明らかに赤字になるにもかかわらず、黒字どころか来歴の不明な数値が明記されている(ラル貨三一四五ソリドゥス一〇デナリウス、ハカ貨一一五二ソリドゥス六デナリウス)。ここでは、一番や四番のような収入・支出明細が付されていないので、これ以上踏み込みようがない。

「だが、ペチャ納付免除分が計算に含まれなくてはならぬ^④」ということ、ここからもつぱらラル貨の合計に手が加えられる。「宣誓によってペチャの書の文言から除外されたのは二三八・五リブラで、上記誓約人からコンセホに返納される分から差し引かれなくてはならない」のが四七七ソリドゥス、^④また、ペチャの書の文言からペチャを徴収することのできない納付免除分が一七二・五リブラで、コンセホに

返納される分から差し引かれなくてはならない」のが三四五ソリドウス⁶³、併せて八二二ソリドウスが先のラル貨の返納分から差し引かれるのである(実際には二二三二ソリドウス—一〇デナリウスながら文言のうえで二二三二ソリドウス—一〇デナリウス⁶⁴)。ハカ貨の返納額はのかんそのままである。ところが、聖ヨハネの祝日(六月二四日)の火曜日に、フステイシア、誓約人、よき人びとが、(前年の)誓約人フアン・サンスおよびフアン・デ・バリエスとともにあらためて集い、コンセホに返納される総額から本当に差し引かれなくてはならないものが計算されている(ラル貨二二三二ソリドウス、ハカ貨二〇ソリドウス⁶⁵)。こうして、コンセホに純粹に返納されるのが、ラル貨二〇九〇ソリドウス—一〇デナリウス、ハカ貨—一三二ソリドウス六デナリウスというわけである⁶⁶。

当該記録がなにかといえ、もはやいわずもがな、一番には付属していて、四番にはみあたらなかった翌年度(すなわち一三六二年度)に向けての繰越金の計算書にはかならない。だから、もちろんカタログ上の史料概要は正しくないし、従来のように二番につく三番とみなされてしまうと、一三六二年に作成されたことは間違いないにせよ、あやまつて一三六二年分の繰越計算とみなされてしまいかねないのである。また、特筆すべきは、全収入合計と全支出合計とがいずれも、ラル貨とハカ貨とで区別されてそれぞれ計算されていることである。前述の一番でも四番でも、額面そのままに合

算されて貨幣種の区別が考慮されなかったことを想起すれば、これはきわめて重大な変化といふべきである。むしろ、両者を個別に計算して合計を出すよう迫ったのは、炬税⁷カバジェリア納付にかかわるハカ貨の使用量・頻度の増加に違いない。

(4) コンセホ二番

コンセホ二番は二〇〇×一六〇ミリの紙製で、フォリオのナンバリングにしたがえば全一八葉からなる。保存状態があまり芳しくないが、全体は第一五*葉表裏の白紙を境目に、①第一—一四葉裏の支出の部と、②第一五—一八葉裏の収入の部とに大きく分かれたる。支出が収入に先行し、収入の部に対して支出の部の比重が高いという構成は、繰越計算にかかわる部分がないことを除けば、前述の一番にきわめて近い。だが、①支出の部の冒頭には、次の題辞が掲げられている。

すなわち、「主の生誕一三六二年。エル・ブルトミン誓約人フアン・ガリエンおよびフアン・カステリヤールは、エル・ブルトミンのコンセホによって支出・取得された収入と支出の書を作成した⁶⁷」。また、②収入の部がはじまる第一五葉冒頭には、読みとり困難ながら、あらためて「フアン・ガリエンと「⁶⁸」が「⁶⁹」年のコンセホによって受領したものである」との題辞も掲げられている。それゆえ、二番は一番とかがりなく近しい構成をとりながら、少なくとも作成当初は、一番とは違い、それ自体収支会計記録として準備されたようにみえる。それはまた、冒頭第一葉で、

調達された(五折丁分の)紙束が「支出の書」に限定されず、「コンセホの書」(Libro del conello)にあてられることになっていることにも反映されているようである。⁽⁶⁶⁾

ただ、当該会計記録から読みとれる一三六二年のコンセホ運営は変則的というか、かなり錯綜している。まず、①で誓約人の肩書をとまなう人名が現れるのは、五月一日を前にして会計を行った前年の誓約人フアン・サンスおよびフアン・デ・バリエのみであり、翌年二月ごろに執行された誓約人への一〇〇ソリドゥスの俸給(一人あたり五〇ソリドゥス)の支給に際しても人名は掲げられていない。⁽⁷¹⁾ 同年の誓約人のうちフアン・ガリエンは、五月一日にコンセホの負債ハカ貨七〇〇ソリドゥスをアルナウ・デ・バリャシージャに弁済するべくカステリヨ・ダ・ラ・プラーナに赴いているが、このときも誓約人の肩書をとまなっていない。⁽⁷²⁾ とはいえ、第六葉裏七葉では、「ベチャの書を閉じた日」(ベチャ徴収見込み額が決定した日)⁽⁷³⁾と諸聖人の祝日とのあいだ、おそらく一〇月末から十一月一日までに、フアン・カステリヤールとフアン・ガリエンが、はじめてプエルトミンガルボを来訪した同地のアルカイデのアルナルト・デ・フランシアを、総額約五七ソリドゥスを費やして饗応し、フステイシアの命によりコンセホから四〇〇ソリドゥスを手渡ししている、肩書こそないものの、少なくともこの段階では誓約人としての職務を遂行していたであろう。⁽⁷⁴⁾ 他方、フステイシアの場合は、第三葉裏冒頭の六月末日の日付のある取消項目の直前、第三葉

末尾で、アルカイデ代理のドミンゴ・エフルベとともにフステイシアのペロ・エスピルスが現れる。だが、かれはどうやら前年のフステイシアとおぼしく、少なくとも諸聖人の祝日以降にフステイシアとして継続的に言及されるのは、同人ではなくベレンゲール・トゥルトルーザである。ただ、ベレンゲール・トゥルトルーザもまた、同祝日以前には、フステイシアの肩書きをとまなうことなく、六・七月分のカバジェリアとしてハカ貨七二〇ソリドゥスを納付するべくサラゴーサに渡航している。⁽⁷⁵⁾

②に目を転じてみると、これまでにない記述にますます当惑させられる。というのも、フアン・ガリエンおよび「⁽⁷⁶⁾」によって作成された収入の覚書のなかで、誓約人として(*como jurado*)名前が掲げられているのは一貫してフアン・サンスとフアン・デ・バリエになっていて、ここではたった一人でベチャ徴収人(*peyato*)をとめるベルナット・ポマ(ベチャ納付にかぎらず全部で一六件)を除けば、②の冒頭から末尾まで、それゆえほぼ会計年度をつうじて(聖ヨハネの祝日以前から翌年の四月一九日以降まで)、誓約人の肩書で表示された兩人からコンセホが金銭を受領するという項目がまんべんなく分布するからである(全一八件)⁽⁷⁷⁾。通例ならば、コンセホの名の下で誓約人が受領するはずだから、なんとも奇妙である。次のように想定したらどうであろうか。すなわち、①の所見を素直に受けとって、誓約人の交代時期がなんらかの理由で一二月あたりまでずれこんだ可能性はないかと

いうものである。フステイシアにかんしては、それではほぼ説明がつく。というのも、八月三一日から諸聖人の祝日までと、やや早い段階でペロ・エスブルスが罰金収入 (calonia) として三二ソリドゥスを (第一六葉²⁶⁾)、翌年四月初旬にはベレンゲール・トゥルトーザが同じく罰金収入として二五ソリドゥス一デナリウスをそれぞれコンセホに納入しており (第一八葉²⁷⁾)、前者の項目にはわざわざ「同人の在任期に」(per tempus) という文言が挿入されているからである。

けれども、「誓約人」フアン・サンスとフアン・デ・バリエからの受領は、ベルナット・ボマによるペチャ納付期日を見るかぎりほぼ収入期日順に並んでいる②の全編に分布している、末尾の第一八葉裏でさえ、三項目中二項目が兩人からの受領である。ただし、かれらは、同年の誓約人であるはずのフアン・カステリヤールおよびフアン・ガリエンとともに、自らがコンセホに返納すべき最終的な不足分を計算して、わずかながらそれぞれラル貨八ソリドゥス二デナリウス、ハカ貨七二ソリドゥス六デナリウスをコンセホに納めている²⁸⁾。前述のコンセホ三番で、遅くとも聖ヨハネの祝日 (六月二四日) に最終的な繰越計算が終了し、コンセホに繰越金としてラル貨二〇九〇ソリドゥス一〇デナリウス、ハカ貨一一三二ソリドゥス六デナリウスが返納されることになっていたことを思い起こそう。ところが、②で六月二四日にコンセホが兩人から受けとったのは、わずかる貨九〇ソリドゥスであり、それまでにコンセホが受けとった分を併せても返納されるべき

金額にはまるで届かない。じつは兩人からの一連の受領項目では、すべてではないものの、かれらが「コンセホに返納すべきだった」(que avien atornar al concello) ものを受けとったと明記されている²⁹⁾。兩人は要するに、コンセホに返納すべき翌年度繰越金を分割して、翌年の会計年度が閉じる直前まで返納しつづけているのである。②で兩人がコンセホに支払った金額を合計してもラル貨一六九七ソリドゥス二デナリウス、ハカ貨一〇三二ソリドゥス六デナリウスで、先の繰越金額にはおよそ届いておらず、翌年度末になっても依然として返納を免れていない。不当な行為におよんだとは考えにくいものの、予想外に高額であったか、本来コンセホに帰属すべき財源を正しく管理できなかったことは否定しようがない。兩人は最終的に繰越金を計算し、それをコンセホに返納して任期をまっとうするという前年の誓約人の義務を果たしていないのだから、形式上はその職位を解かれることがない。逆にフアン・カステリヤールとフアン・ガリエンはいくら誓約人としての実質的な職務を果たしていようと、形式上は誓約人の職位が占められたままだから、その肩書を帯びることができなかつたのである。

支出の部①には、これまでにみたものと比較してたいして大きな変化はみとめられない。だが、収入の部②には形式面で特筆すべき点がいくつか挙げられる。第一に、ラル貨とハカ貨とを計算上厳格に分ち、ハカ貨の収入がある頁では、頁合計でも両者を分けるばかりか、ハカ貨をラル貨より先に

並べている。⁽³⁰⁾これは、炬税⁽³¹⁾カバジェリアの徴収・納付が常態化し、ハカ貨ストックの管理の必要性が飛躍的に高まったことを示すものであろう。第二に、一部の収入項目、とくに第一六葉裏以下、期日では一月以降の一連の収入項目には、誰からなんの名目で個々の金額が納められたかに続いて、コンセホがそれをなかに支出したかも併せて明記されている。それは、あたかも支出を要する特定の使途を前提に納入すべき金額と期日が決定されたかのようなのである。たとえば、第一六葉裏に登録されたペチャ徴収人ベルナット・ポマの一連の納付では、その大半で使途が明記されている。すなわち、諸聖人の祝日直前に納付された一三〇ソリドゥスはサラゴサ大司教の公証人フランシスコ・ポンスに与えたとあり、それは①の第八葉冒頭で、カバジェリアの徴収・納付を通達するべく同地を来訪した同人に対して、フステイシアおよびよき人びとの命により、実際に支払われている(バルセローナ貨の両替手数料を併せて一三二ソリドゥス八デナリウス)⁽³²⁾。また、諸聖人の祝日に徴収・納付された一〇〇〇ソリドゥスは終身債(violario)によりエステバニアに与えたとあり、⁽³³⁾①の第九葉裏では、まさしく諸聖人の祝日に、コンセホからラモン・カエラの妻エステバニアに終身債の年利として支払ったと登録されている(領収証発行費二ソリドゥスと併せて一〇〇二ソリドゥス)。こうしたやり方は、前年の誓約人の収支管理のずさんさを反省して案出されたものといえそうである。

註

* 本稿で使用される略記号は次のとおりである。ACA: Archivo de la Corona de Aragón; ADPP: Archivo de la Diputación Provincial de Zaragoza; AHPT: Archivo Histórico Provincial de Teruel; AMF: Archivo Municipal de Fuentespalda; AMP: Archivo Municipal de Puertomingalvo; BNE: Biblioteca Nacional de España; BUZ: Biblioteca de la Universidad de Zaragoza.

- (1) J. Medrano Adán, *Puertomingalvo en el siglo XV. Iniciativas campesinas y sistema social en la montaña turolense*, Teruel, 2006.
- (2) テルエル県内の村落文書群は、一九七九年にスペイン文化省とテルエル県が共同で立ち上げた七人の調査チームによって逸失・経年劣化の状態が実地調査されたのち、一九八一年には、一七〇〇年までの文書群が統一的な分類基準にそくして整理・分類・カタログ化されると同時に、集中的な保存と参照・利用の便宜を図るべく網羅的にマイクロフィルム化されたうえで、全体として三点のコピーが作成された。それらは、撮影機器を貸し出したマドリリーの国立文書・図書保存・マイクロフィルム化センター(Centro Nacional de Conservación y Microfilmación Documental y Bibliográfica)・テルエル県立歴史文書館(Archivo Histórico Provincial de Teruel)・テルエル研究所(Instituto de Estudios Turolenses)にそれぞれ保管されている。以上の作業の成果は、一九八二―八五年に全四巻からなるカタログの刊行というかたちで結実している。F. J. Aguirre González, C. Mores Villanate, M. P. Abos Castel, *Catálogo de los Archivos Municipales Turolenses*, 4 vols, Teruel, 1982-1985.
- (3) AMP, Concejo, doc. 1, f. 2. Anno anativiat Domini Millesimo CCCo. Lo. Sexto. / Est es libro de las misiones que fazen Johan

Castellar e Domingo Brun jurados del anyo sobredito segunt et en la manera que de yus por manda es contenido.

- (4) AMP, Concejo, doc. 1, f. 15: Esta es la recezta que fazze Domingo Brun e Johan Castellar jurados sobreditos se sigue de la peyta. VI mili e LXXX sueldos VI dineros.

- (5) AMP, Concejo, doc. 1, f. 16r: E daron de faltas de la villa del Puerto e de la de herederos — CCCXCIII libras e media que montan en demas — CXCVI sueldos IX dineros.

- (6) AMP, Concejo, doc. 1, f. 5: Item costo huma mano de paper por allos libros de la peyta — XII dineros.

- (7) AMP, Concejo, doc. 3, f. 2v: Item daron por conto que se avie tirado de las letras del libro de la peyta por su sagrament CC XXXVIII liuras e media que montan que se deven abatir de lo que avien atornar a concello los ditos jurados — CCCC LXX VII sueldos. / Item a otra part fueron dados por faltas que no se podien coyer de las letras del libro de la peyta C LXX II libras e media que montan e se deven abatir de lo que deven tornar a concello — CCC XL V sueldos.

- (8) M. Lafuente Gómez, Cambio institucional y costes de transacción en Aragón, *Una economía integrada. Comercio, instituciones y mercados en Aragón, 1300-1500*, Zaragoza, 2012, p. 217.

- (9) AHPT, Archivo de la Comunidad de Teruel (Mosqueruela), IV-2-5, doc. 4785 (1358, III, 3. Campillo, 225 s.), 4791 (1358, IV, 26. Valdecebro, 225 s.), 4792 (1358, IV, 26. Caudé, 337 s. 6 d.), 4794 (1358, IV, 29. Tortijas, 1237 s.), 4796 (1358, V, 1. Villaspesa, 112 s. 6 d.), 4797 (1358, V, 1. Albuerosa, 675 s.), 4799 (1358, V, 3. Castralvo, 225 s.), 4800 (1358, V, 5. Camarena, 450 s.), 4802 (1358, V, 7. Rubielos, 3375 s.), 4803 (1358, V, 8.

Cedrillas, 450 s.), 4806 (1358, V, 14. Concaud, 112 s. 6 d.), 4808 (1358, V, 21. Gudar, 900 s.); Comunidad de Teruel, Pergamino, 11-684 (1358, V, 25. Gallel, 100 s.); IV-2-5, doc. 4810 (1358, V, 29. Mosqueruela, 2700 s.), 4811 (1358, V, 29. Santa Eulalia, 200 s.), 4813 (1358, VI, 7. Allepuz, 1800 s.), 4815 (1358, VI, 15. Sarrion, 100 s.), 4817 (1358, VI, 25. Torremocha, 100 s.), 4824 (1358, IX, 24. Arcos, 1280 s.), 4825 (1358, IX, 25. Noguerales, 225 s.), 4826 (1358, X, 13. Fuentes, 225 s.), 4827 (1358, X, 14. Montegaudo, 450 s.), 4828 (1358, X, 27. Valdelinares, 900 s.) .

- (10) AMP, Concejo, doc. 4, f. 2, 3^{*v}, 3.

- (11) AMP, Concejo, doc. 4, f. 2, 3^{*v}.

- (12) AMP, Concejo, doc. 4, f. 19, 25^{*v}.

- (13) AMP, Concejo, doc. 4, f. 1: Suma las liuras que coye Johan Sanç CCCC XC liuras e media que montan en ditos nou cientos e LXXX menos hun sueldos.

- (14) AMP, Concejo, doc. 4, f. 1: Suma la [cedulla] de Johan Ferrer mil CCCC L II sueldos.

- (15) AMP, Concejo, doc. 4, f. 1: Suma de toda la recepia entro a XI dias de dezeynbre / doze mil DC III sueldos.

- (16) AMP, Concejo, doc. 4, f. 2: Amno a natiuitate domini M. XXX. L. VIII. / Remembrança que fazen Johan Moreta e Berenguer Balesiero jurados del anyo present de lo que reciben dello del concello.

- (17) AMP, Concejo, doc. 4, f. 2: Et primerament recibimos de Anton Poma que preso por alla lagosta — mil sueldos.

- (18) AMP, Concejo, doc. 4, f. 2: Item recibimos de Johan Galen por la que devia tornar al concello de sus vacas — LXII sueldos. / Item recibimos de Anton Mezquita justicia que avia recibido de Anton Poma que los tenia de Johan Poma del anyo quando justicia de la

que seuteron de dos yeguas — LVIII sueldos.

- (19) AMP, Concejo, doc. 4, f. 3^v: Item recebi de Johan Sanç notario della pecha qual quogüe como adezenero — CLX sueldos; f. 5: Item recebi de Johan Sanç della pecha qual quogüe como dezenero — XX sueldos; f. 6^v: Item recebi de Johan Sanz notario della pecha qual quogüe como adezenero ~~a XXXVI dias de setembre~~ — CXIII sueldos; f. 8: Item recebi la viespra de cabo d'anyo de Johan Sanç notario della pecha quel quogüe como adezenero — CX sueldos; f. 8^v: Item recebi de Johan Sanç notario dezenero de la pecha quel quogüe a XI dias de março — XC hun sueldos; f. 9: Item recebi de Johan Sanç notario della pecha quel quogüe el sobre dito dia como adezenero — CCCX sueldos; f. 9^v: Item recebi de Johan Sanç notario de la pecha qual quogüe — XX sueldos.
- (20) AMP, Concejo, doc. 4, f. 8: Item recibimos de Johan Sanç notario e de Johan Moreta jurado a XXXIII dias de deyenbre los quales manlevaro de Ramon Cahera en voz en nombre del dito concello — mil sueldos reyales e a otra part mil sueldos jaqueses; f. 8^v: Item recebi de Ramon Cahera los quales aduxieron Johan Moreta jurado e Sancho Martinez e Rodrigo Santpol los quales presto al concello — D sueldos jaqueses. / Item recebi de Johan Moreta jurado e de Rodrigo Santpol e de Sancho Sant Gillem notario los quales manlevaron de Pascual Nadal en nombre del concello — D sueldos jaqueses.
- (21) AMP, Concejo, doc. 4, f. 9^v: Suma toda la recepta que yo dito Berenguer Ballestero XXII mil LXVII sueldos.
- (22) AMP, Concejo, doc. 4, f. 2, 3^{*v}, 3.
- (23) AMP, Concejo, doc. 4, f. 3-5.
- (24) AMP, Concejo, doc. 4, f. 9.

(25) AMP, Concejo, doc. 4, f. 2^v, 3^{*v}, 3-4, 8-9.

(26) AMP, Concejo, doc. 4, f. 8-8^v.

(27) AMP, Concejo, doc. 4, f. 3: Item recibimos de las dezenas del quantare sueldo de pagastes del numero de los vasallos — DXL sueldos e III dineros; f. 9^v: Item recebi de Amau Ysert de los dineros que se torno por razon del quantare dimero que al concello convinién apagar por el mes de mayo e otros meses los quales se torno de Caragoza — CCXXXV sueldos III miallas rey.

(28) AMP, Concejo, doc. 4, f. 10: Anyo anaviat domini Mo. CCCO. L. VIII. Remembrança seya a Berenguer Ballestero e a Johan Moreta jurados en el anyo present en el lugar del Puerto de aquella que recibe en voz e en nombre del concello del Puerto.

(29) AMP, Concejo, doc. 4, f. 10: Suma de plana — mil C XX sueldos. / Suma la plana con toda la pecha — X mil DCC VIII sueldos.

(30) AMP, Concejo, doc. 4, f. 10^v: Item recebi de Pericon d'Espilas della cedula quel quogüe della pecha por concello — mil CC XI sueldos III dineros. / Item recebi de Johan Pranas ferero de la cedula quel quogüe como adezenero por concello — mil CCC XXX VI sueldos. / Item recebi de Bernat Domingo Poma dezenero de la pecha quel quogüe como dezenero — mil CC LXXX VIII sueldos. / Item recebi de Pero Sanchez dezenero della pecha quel quogüe por concello — ~~mil C XL VI sueldos~~ mil CL XV sueldos. / Item recebi de Domingo Exulve notario del pecha quel quogüe — DCCCC XC sueldos.

(31) AMP, Concejo, doc. 4, f. 11: Item recebi de Domingo Vidal capatero della pecha quel quogüe como adezenero — mil LXXX sueldos.

(32) AMP, Concejo, doc. 4, f. 12^v: Item recebi de Bernat Poma della pecha quel quogüe como adezenero por el concello — DCCCCVI

- sueldos III dineros; / Item recibí de Johan Sanç mayor della pecha quel quogge por el concello — DCCCXXV sueldos DGCXIII ~~sueldos~~.
- (87) AMP, Concejo, doc. 4, f. 11v: Item recibí de Johan Moreta jurado della pecha quel quogge como adazereno a jurado de los herederos — CCC sueldos; Item recibí de la pecha que Romeyo mercador avie adar el anyo que Johan Gallen era jurado los qualles recibí de Domingo Exulve notario — XI sueldos.
- (88) AMP, Concejo, doc. 4, f. 12v: Suna de la resia (recepta?) — <XIII mil CC hun sueldos VII dineros mealla> XXXIII mil CXXXV ~~sueldos menos hun dinero~~ <XLVII ~~sueldos~~ IIII ~~dineros~~> / Suna de plana [fres?] mil — CCCVIII sueldos IIII V dineros mealla.
- (89) AMP, Concejo, doc. 4, f. 21v: Item damos a Domingo Jorba dellos dineros quel avie prestado al concello de su vino — X sueldos.
- (90) AMP, Concejo, doc. 4, f. 9: Item recibí de Bernat Poma a otra part los qualles nos prestó sobre homenage e sin carta; f. 12: El dito Bernat Poma a otra part los qualles el prestó al concello pora la cavallerias sobre omenage.
- (91) AMP, Concejo, doc. 4, f. 9v: Item recibí de Arnau Ysert de los dineros que se torno por razon del quantare dinero que al concello convienen apagar por el mes de mayo e otros meses los qualles se torno de Çaragoza; f. 12v: Arnau Ysert dellos dineros que se torno del quantare dinero quel levo quando fuer por mandadero al senyor a Zaragoza.
- (92) AMP, Concejo, doc. 4, f. 12v: La cavalleria que quogieren los dezeneros por casas de jaqueses DCCCCXX sueldos que montan de reyalles — mil LXXIII sueldos IIII dineros.
- (93) AMP, Concejo, doc. 4, f. 10v: Item a otra part spendiemos hun cuarter de vino que costó XVI dineros quando esleyemos quantos podien pagar al senyor los IIII sueldos por dos meses; / Item damos a Sancho Martinez quando fue a Zaragoza VII dias del mayo — mil C ~~hun~~ ~~sueldos~~ e IIII ~~dineros~~ sueldos; Item damos a Jayme Beltran de Pasante CCC XXXIII sueldos remanientes a par del sueldo delos vasallos los qualles el / levo a Çaragoça contando el cambio de los jaqueses — [].
- (94) AMP, Concejo, doc. 4, f. 18v: Item espende que dí Arnau Ysert quando fue por el concello lo qualles levo allos vicarios por razon de la quavalleria — mil D LX II sueldos e VII dineros mealla.
- (95) AMP, Concejo, doc. 4, f. 19v: Item damos a Johan de Exulve notario quando fue a Çaragoça quel levo por el numero de los vassallos al senyor arcebispe contado el recambio — mil CC XL II sueldos; / Item damos a el mismo por el levar los sobre ditos dinero al dito senyor e que adga albaran de paga de aquel — XXXVII sueldos medio.
- (96) AMP, Concejo, doc. 4, f. 23: Item a otra part damos a Jayme Beltran de Pasantet asin como amistrador de las rentas del senyor arcebispe por don Pero Garcia de Licuan los qualles le damos por la cavalleria del mes de novienbre e de dezeynbre a XXXIII dias de dezeynbre — mil C IIII sueldos jaqueses; / Item a otra part costó el recambio de los CIIII sueldos jaqueses reyalles a razon de XIII — XVII sueldos IIII dineros.
- (97) AMP, Concejo, doc. 4, f. 24v: [Item di a] Sancho Sant Gillem notario e a Rodrigo Santpol [] [] [sata quando fueron a manlvear dineros quel [] avie menester por a la cavalleria del mes de [enero] e de febrero a XVII dias de febrero por a paga [] — VI sueldos.
- (98) AMP, Concejo, doc. 4, f. 13: Item recibimos de los ganaderos

- dellos III leasfizes quel quoncello aseguro al alguay de las qualles recibieron de Martin Sanç e de Johan Marquo — XVI sueldos. / Suma de plana — XVI sueldos. / Suma la recepta de mantieutas de la pecha de los herederos e de la villa e todas las otras XIII mil DCCC V sueldos VIII dineros mealla.
- (97) AMP, Concejo, doc. 4, f. 16: Anyo anativitate domini Mo. CCCO. Lo. VIIIo. Remembrança que facen Johan Moreta e Berenguer Ballestero jurados del anyo present delo que espenden por el concello.
- (98) AMP, Concejo, doc. 4, f. 16: Item primerament damos a huna mano de paper por a fer los libros de datas respontas — XII dineros. / Item compramos dos pargaminos por a fer las cartas del deudo de Anton Poma que costaron — XX dineros.
- (97) AMP, Concejo, doc. 4, f. 16v: Item damos a Sancho Martinez quando fue a Zaragoza VII dias del mayo — mil C ~~h~~ sueldos e IIII ~~h~~ dineros sueldos.
- (98) AMP, Concejo, doc. 4, f. 17, 19v, 20.
- (97) AMP, Concejo, doc. 4, f. 20: Item damos a don Martin del Castellar por al lagosta asin como a distribuidor sobre dito los qual ovi del vino de Johan Sanç — LXXX sueldos. / Item a otra part daqmos al sobre dito don Martin Abat clerigo por a la dia lagosta del vino de Johan Ferrer — L sueldos; f. 20v: Item di al sobre dito Martin Abat asin como a distribuidor sobre dito — CL sueldos. / Item damos a don Martin del Castellar pra lagasota como adistribuidor sobre dito — CLX sueldos.
- (98) AMP, Concejo, doc. 4, f. 19: Item di yo Berenguer Ballestero jurado a don Martin del Castellar clerigo como adistribuidor del jurado por el concello allos dineros de la lagosta — IIII dos mil e

DC XL sueldos.

- (15) AMP, Concejo, doc. 4, f. 18v: Item recebi de Pero Poma asin como a lugarrenient de cogedor por Bernat Poma dezenero de coger la pecha — LXV sueldos; Item recebi de Domingo Poma dezenero de la pecha qual quoge — LXXX sueldos. / Item a otra part recebi della pecha de Pero Spilas menor como adezenero — LXI sueldos; f. 22*v: Item recebi de Bernat Poma della pecha quel quoge asin como adezenero — C sueldos.
- (16) AMP, Concejo, doc. 4, f. 5v: Item recebi della pecha que quoge Bernat Poma los qualles recebi de Pero Poma qualla quoge por el — LXV sueldos. / Item recebi de Domingo Poma della pecha qual quoge como adezenero — LXXX sueldos. / Item recebi de Pero Spilas menor della pecha qual quoge como adezenero — LXI sueldos; f. 6v: Item recebi de Bernat Poma della pecha qual quoge — C sueldos.
- (16) AMP, Concejo, doc. 4, f. 21*. Item espendi al conto de la pecha pora los contadores devion — XII dineros. / Item a otra part costo huna cena e huna iantar que damos a los contadores de la pecha de carne — XI sueldos IX dineros.
- (16) AMP, Concejo, doc. 4, f. 21*: Item costo hun quarter de vino que damos allos sumadores de la pecha el cagero dia ~~esete~~ — XVI dineros.
- (16) AMP, Concejo, doc. 4, f. 22*v: Item espendi el dia que sumamos e recibiermos el conto della ~~pecha~~ lagosta a XXVIII dias de octubre de vino.
- (16) AMP, Concejo, doc. 4, f. 22: Item a otra part espendi por mandamiento del justicia e compaña de hombres buenos quando sumaron las letras de las miallas en casa de Rodrigo Sanpoo

primerament de carne a otra part sala — VII sueldos VIII dineros: Item di a Johan Moreta jurado por su soldada quel da el concello el sobre dito dia — L sueldos.

(15) AMP, Concejo, doc. 4, f. 2v: Item espendiemos el dia que sumavamos la pecha de las miallas en casa de Rodrigo Sanpoul de pan e de vino — VI sueldos IV dineros.

(16) AMP, Concejo, doc. 4, f. 25* v: [] Mo. CCCo. Lo. VIIIo. el dia sabado que se [] XX pl [] della lagosta vinieron a conto Berenguer Balletero [] ados [] las expensas de del concello [demanda]mientio de ordenamos fizieron en ordenaron que Berenguer Balletero por su parte a todos damos que a ellos de use se venry a ellos por el deb[] enblacamiento Johan Moreta que separa a to[] de que vellones de vestia venir e por razon de [] eros [] Jayme Beltran e Sancho Sant Gillem [] Berenguer Balletero jurado a don Martin del Castellar [] jurado distribuydor de la lagosta por el [] mil CC X III sueldos tres don Pero de [] Sancho San Gillem.

(17) AMP, Concejo, doc. 3, f. 2: Dia martes tres dias andados del mes de junyo anyo anativiat domini Mo. CCCo. LXo. Ilo. dimieron a conto el justicia e jurados e hombres buenos del Puerto con Johan Sanz e Johan de Valles jurados de lo que avien spendido pagado e distribuydo por concello.

(18) AMP, Concejo, doc. 3, f. 2: E asi abatido la expensa per dela rezepia deuen tomar a concello tres mil CXLV sueldos X dineros reales. / E de jaceses mil CLII sueldos VI dineros jacesces.

(19) AMP, Concejo, doc. 3, f. 2: Pero deven los tomar en conto las faltas.

(20) AMP, Concejo, doc. 3, f. 2v: Item daron por conto que se avie tirado de las letras del libro de la peyta por su sagrament CC XXX

VIII liuras e media que montan que se deven abatir de lo que avien atomar a concello los dios jurados — CCCC LXX VII sueldos.

(21) AMP, Concejo, doc. 3, f. 2v: Item a otra part fueron dados por faltas que no se podien coyer de las letras del libro de la peyta C LXX II libras e media que montan e se deven abatir de lo que deven tomar a concello — CCC XL V sueldos.

(22) AMP, Concejo, doc. 3, f. 2v: Suma las ditas faltas e las otras que los tiraron por segurament — DCCC XX II sueldos: / E abatidos los dios D CCC XX II sueldos de la suma mayor de sus peyta que deven tomar a concello fina pura mon[an] que auhan atomar <reales> — II mill CCC XX II sueldos X dineros jacesces / reales / ~~dos mill CCC XX II sueldos X dineros reales.~~

(23) AMP, Concejo, doc. 3, f. 3: Dia martes dia de Sant Johan Babbista tomaron en conto el justicia jurados e hombres buenos del Puerto con Johan Sanz e Johan de Valles jurados e trobaron por verdad que les deuen ser abatido e deducho de la suma mayor e quantidades que han a tomar a concello todo conto finado han les abatir e tomar en conto de reales — CC XXX II sueldos reales. / Item de jacesces han los tomar en conto — XX sueldos jacesces.

(24) AMP, Concejo, doc. 3, f. 3: E asi abatido la dia cantidad de lo que ellos deuen a concello han atomar purament a concello de reales — dos mill XC sueldos X dineros reales. / E a otra part han atomar de jacesces — mill C XXX e II sueldos VI dineros.

(25) AMP, Concejo, doc. 2, f. 1: Anyo de nativiate Domini Mo. CCCo. LXo. Ilo. Johan Galen e Johan Castellar asin como a jurados del Puerto facen libro de las recibtas e de las datas que dan exachtre por el concello del Puerto.

(26) AMP, Concejo, doc. 2, f. 15: Remenbrança que facen Johan

- Galen e [] del que reciben por concello del anyo que son [].
- (65) AMP, Concejo, doc. 2, f. 1: Item costo huna mano de paper pora fer el libro del concello — XII dineros.
- (70) AMP, Concejo, doc. 2, f. 1v: Item expendimos el dia que daran el conto Johan Saln[uz] Johan de Val jurados del anyo pasado edeue lo en el perche expendientes de [].
- (71) AMP, Concejo, doc. 2, f. 10v: Item damos alos jurados por su soldada C sueldos fini por contar.
- (72) AMP, Concejo, doc. 2, f. 2-2v.
- (73) AMP, Concejo, doc. 2, f. 6: Item costo de vino quando contamos la pecha el dia que geramos el libro dela pecha en la plaça XII dineros.
- (74) AMP, Concejo, doc. 2, f. 6v: Rel[embrança] [] que facen Juhán Castellar e Juhán Galen de la mission que fricieron al convit que convido el concello [Aberat:] Arnalt de Francia quando vino al Puerto la primera vegada; f. 7: Suma la espensa de la mission del convit del alcayde LVIII sueldos [] dineros e meallar. Item damos al alcayd el dia del convit por mandamiento del justicia e del concello del Puerto.
- (75) ンの取消項目では、やはり誓約人の肩書が付がれず、アン・ガリエンおよびファン・カステリヤールが六月末日にハカ貨一〇ソンドゥッスを両替一ソンドゥッス° AMP, Concejo, doc. 2, f. 3v: Item cambiamos Johan Galen e Johan Castella... el engger dia de jutho CXX sueldos yaqueses de lo que avie a torrar al eenneche.
- (76) AMP, Concejo, doc. 2, f. 5v: Item damos a Belenguer Tortosa ella cavalleria que levo a Caragoça del mes de junio e de julio por los vasallos que fueron travados en el lugar del Puerto DCC e XX
- sueldos yaqueses en las quales avie C sueldos yaqueses... que montan en reales a raçon de XIIIII quas canviaron DCCCC XL sueldos reales.
- (77) AMP, Concejo, doc. 2, f. 15-16, 17-17v, 18v.
- (78) AMP, Concejo, doc. 2, f. 16: Item recibimos de Pero Espilis asin como a justicia de los que avie a dar al concello de las colonias <de su tiempo> XXXII sueldos reales.
- (79) AMP, Concejo, doc. 2, f. 18: Item vivimos aconto con Berenguer Tortosa justicia del Puerto e tola al concello asusau de las colonias XXXV sueldos reales I dinero real.
- (80) AMP, Concejo, doc. 2, f. 18v: [] [a]bri vivieron aconto Juhán Sanz e Juan [d'Eval] [] [con] Juhán C[astellar] e con Juhán Galen en casa Juhán [] []s totos pasados abaridas faltas e tomada [] con recibtas a todos contos pasados en atornar los [] Juhán Castellar e Juhán Galen en reales que an recibimos VIII sueldos e II dineros reales. / En otra part an atornar Juhán Sanz e Juhán d'Eval a los ditos Juhán Castellar e a Juhán Galen de los yaqueses LXXXII sueldos e VI dineros yaqueses.
- (81) AMP, Concejo, doc. 2, f. 15-15v, 17.
- (82) AMP, Concejo, doc. 2, f. 15-16.
- (83) AMP, Concejo, doc. 2, f. 16v: Item recibimos de Bernat Poma como a peytero CXXX sueldos e damos les a Françisco Ponz.
- (84) AMP, Concejo, doc. 2, f. 8: Item damos a Françisco Ponz por mandamiento del justicia e de los hombres buenos CXXXI sueldos ocho dineros con el recanvio que costaron los barcellonenses qual havimos adar.
- (85) AMP, Concejo, doc. 2, f. 16v: Item recibimos de Bernat Poma asin como a peytero del anyo present mil sueldos reales los quales

- damos a donya Estevania por el viollario de la paga de todos santos.
(8) AMP, Concejo, doc. 2, f. 9v: Item damos a donya Estevania
muler de don Ramon Cahera por la paga del viollario qual avienos
adar e a todos santos mil sueldos reales e fico nos albaram feyto []
por Pero Solsona costo II sueldos.

(広島大学大学院人間社会科学研究所)